

第78回国民スポーツ大会 自転車（ロードレース）競技会

売店等募集要項



SAGA 2024

国スポ
全障スポ

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。

大会概要

大会名

第78回国民スポーツ大会自転車（ロードレース）競技会

愛称

SAGA
2024国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

大会日時

2024年10月10日（木）

競技会場

オートポリス（大分県日田市上津江町上野田1112-8）

種目

男子A・男子B・女子
※男子A 19歳以上、男子B 17歳～18歳以上、女子 17歳以上

スケジュール

【レース】 ※終了時刻は目安
8：00～9：30 女子レース 46.4km
10：00～12：30 男子Bレース 87.9km
13：00～16：00 男子Aレース 106.3km

【表彰式】
10：30～10：40 女子表彰式
13：30～13：40 男子B表彰式
16：40～17：00 男子A表彰式・総合表彰式



出店概要

第78回国民スポーツ大会自転車（ロードレース）競技会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員等の大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、佐賀県及び大分県日田市の特産品等を紹介・販売するために、競技会場における出店者（飲食店を除く。）を募集する。

出店期間

令和6年10月10日（木）

出店場所

オートポリスAパドック内
※別紙「会場図面（案）」を参照
（設置場所については、今後変更する場合があります。）

募集数

申込状況や現地の状況等を勘案して、SAGA2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定する。

応募条件

- ・SAGA2024の趣旨に賛同し一緒に会場を盛り上げていただける方
- ・4ページに記載の出店者の条件を満たす方

出店規模

1ブースあたりの出店規模は2間×3間テント（約20㎡）以内とする。

出店料等

出店者は、次の出店料を負担する。これに係る振込手数料も同様とする。
出店者選定後、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。

実行委員会が用意するテントを借用する場合※	テント持ち込み等の場合
3,000円	1,000円

※実行委員会で準備するもの
テント 1張（2間×3間）（横幕含む。）
長机 4台
椅子 4脚

なお、販売行為を行う出店者については、別途オートポリスに対し、売上の10%を当日中に支払わなければならない。
詳細については、直接オートポリス（0973-55-1111）へ確認を行うこと。

申込期間

令和6年8月23日（金）まで

申込方法

以下のURL、または右記の二次元コードからお申込みください。



<https://logoform.jp/form/jbBd/533184>

出店概要

出店までのスケジュール

1

2024年8月23日(金)まで

申込フォームより出店申込
必要事項をご入力の上、申込フォームよりお申込みください。

2

2024年9月上旬ごろ

出店決定/入金のご連絡
お申込み内容を実行委員会で検討し出店のご連絡を送付します。
ご連絡はお申込み時に登録したメールアドレスにお送りします。

3

2024年9月下旬ごろ

出店案内、車両証のご連絡
出店における必要事項を記載した案内と車両証を送付します。
出店エリアへの搬出入には台数分の車両証が必要です。

出 店

ご出店にあたって

取扱商品及びサービスについて

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) SAGA 2024 関連グッズ（SAGA 2024 のロゴ、ピクトグラム等のデザインを使用した商品で、実行委員会の使用承認を受けているもの。）
- (2) 特産品等
佐賀県及び大分県日田市の特産品等（危険物については、実行委員会が特産品と認めたものに限る。）
- (3) スポーツ用品
- (4) 宅配便
- (5) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

※飲食店（キッチンカー含む。）については、募集を行わない。

出店者の条件について

出店者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア SAGA 2024 関連グッズ、特産品等、スポーツ用品、宅急便に係る関係団体等
 - イ その他実行委員会が認めた者
- (2) この要項で定める開設時間等を遵守できること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 販売品目の販売において、申請時点から起算して過去1年以内に、法令等に違反して処分を受けていないこと。
- (5) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）ではないこと。
- (6) その他関係法令等に適合していること。
- (7) 実行委員会の指示に従うことができること。

開設時間について

原則として10時から17時までとし、準備は10時までに、後片付けは17時半までに完了させること。ただし、業務の実情に応じて実行委員会が認めた場合に限り、開設時間を変更できるものとする。

なお、以下の時間帯については、競技のスケジュール上、売店等設置エリアへの車両の出入庫は原則不可とするため、準備及び後片付けの際は、以下の時間帯以外で車両の出入庫を完了させること。

≪ 出入庫不可の時間帯 ≫

- ・ 8時20分～9時30分
- ・ 10時20分～12時30分
- ・ 13時20分～16時

※当日の競技実施状況により時間が変わる可能性あり。

ご出店にあたって

出店料の免除について

次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
- イ 特産品のPR等公共目的を持って出店する国又は地方公共団体
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めた者

出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき、営業経験等を考慮し、出店が適当であると認めた者に対して、売店等出店許可決定通知書を交付するものとする。
- (2) 出店申請者数について、実行委員会が予定する出店数を超えた時は、出店内容や出店目的等を考慮し、実行委員会において優先出店者を選定し、これによりがたい場合は抽選により選定する。
- (3) 出店者として選定されたものは、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。
なお、振込み手数料は、出店者が負担する。
- (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) 実行委員会は、売店出店許可決定通知書に記載の条件を満たした者に限り、大会当日の出店を認めることとし、売店等出店許可証を交付するものとする。
- (6) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 関係機関からの行政指導等があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店等の運営管理等において不相当と認めたとき。

ご出店にあたって

管理責任

売店等における販売品及び備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 危険物を販売すること。ただし、実行委員会が特産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 会場施設の付帯設備（電源等）を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店頭の見やすい位置に、売店等出店許可証を掲示すること。
- (2) 売店等及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは出店者で持ち帰り、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店等の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出等に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 天候の悪化等の事情により、実行委員会が安全確保のためやむを得ず売店等の閉鎖や撤去等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (9) 従業員の変更、追加はやむを得ない場合を除き、原則として認めない。
- (10) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

ご出店にあたって

売店等責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店等責任者を定め、売店等設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店等責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならない。

事故等発生時の対応

- (1) 売店等において、事件、事故等が発生したとき、売店等責任者は初期対応にあたるとともに、直ちに競技会場内に実行委員会が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店等において、不審者又は不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

補填及び補償

- (1) 出店者は、出店者が当初に予定していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等（出店料を含む。）の補償を実行委員会に請求することはできない。

原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

個人情報の取扱い

売店等の従事者等の個人情報については、実行委員会が売店等設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

会場図面 (R6.7.18時点)

